

兵庫県公報

平成31年3月15日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立聴覚障害者情報センター管理規則の一部を改正する規則（ユニバーサル推進課）	1
○ 兵庫県障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則（能力開発課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県立聴覚障害者情報センター管理規則の一部を改正する規則（規則第7号）

兵庫県立聴覚障害者情報センターの休館日を見直すこととした。

●兵庫県障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則（規則第8号）

雇用対策法施行規則の一部改正に伴い、次に掲げる規則について字句の整理を行うこととした。

- 1 兵庫県障害者職業能力開発校運営規則
- 2 兵庫県立職業能力開発校運営規則
- 3 兵庫県立但馬技術大学校管理規則

規 則

兵庫県立聴覚障害者情報センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第7号

兵庫県立聴覚障害者情報センター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立聴覚障害者情報センター管理規則（平成17年兵庫県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「木曜日」を「月曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



兵庫県障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第8号

兵庫県障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

- (1) 兵庫県障害者職業能力開発校運営規則（昭和44年兵庫県規則第81号）第9条ただし書
- (2) 兵庫県立職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第18号）第7条ただし書
- (3) 兵庫県立但馬技術大学校管理規則（昭和58年兵庫県規則第31号）第7条ただし書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。